

計画の位置づけ

新潟市水道事業中長期経営計画（以下「本計画」という。）は、「新・新潟市総合計画」を上位計画に位置づけ、本市水道事業の目指すべき将来像を示した「地域水道ビジョン」の内容と、中期的な事業運営の目標や収支計画などを示した「中期経営計画」の内容を総合的に包含するものとして策定しました。

[新・新潟市総合計画との関係]

本市は、平成17年の広域市町村合併により、新・新潟市となり、本州日本海側では初となる政令指定都市に移行します。これを契機として、「日本海政令市」・「田園型政令市」・「分権型政令市」をキーワードに今までにない政令指定都市のまちづくりを進めるべく、「田園とみなとまちが恵みあい、共に育つまち」を基本理念とした「新・新潟市総合計画」を策定しています。

本計画は、「新・新潟市総合計画」に示されている「安心と共に育つ、くらし快適都市」の都市像のもと、水道事業に特化した、より詳細で総合的な計画として策定するものです。

[地域水道ビジョンとの関係]

国(厚生労働省)は、「水道ビジョン」の方針を踏まえ、各水道事業の現状を分析・評価した上で、地域の事情に合致した「地域水道ビジョン」を策定することを推奨しています。

本計画の策定にあたっては、「水道ビジョン」に示されている政策目標などの基本的な視点を採り入れることにより、本計画を新潟市における「地域水道ビジョン」として位置づけます。

[中期経営計画との関係]

国(総務省)は、全体として厳しい状況にある地方公営企業の経営状況を踏まえ、適切かつ効率的な事業運営の観点から、公営の水道やガス、交通などを運営する企業の管理者に対し、中期経営計画の策定を求めています。また、本市においては、平成18年3月に「新潟市行政改革プラン2005」・「集中改革プラン」を策定し、その中で水道事業についても、平成17年度から平成21年度までの経営健全化のための取組みを明示しました。

そこで、本計画の策定にあたっては、「新潟市行政改革プラン2005」・「集中改革プラン」に掲げた経営健全化の取組みやその他施策・事業を具体化するための実施計画や財政収支計画などを、本計画の一部として包含することにより、「中期経営計画」としても位置づけます。

